

官報号外

昭和二十七年五月十三日

○第十三回 衆議院會議録第四十一号

昭和二十七年五月十三日(火曜日)

議事日程 第四十号

午後一時開議

第一 國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)

●本日の會議に付した事件

労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について(吉武労働大臣の趣旨説明及びこれに対する質疑)

当せん金附証票法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院回付)

日程第一 國民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 町村の警察維持に関する責任転移の時期の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)

道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

午後二時四十九分開議

○副議長(若本信行君) これより會議を開きます。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案について(吉武労働大臣の趣旨説明)

○議事録司書 この際内閣から提出された労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案の趣旨説明を聴取するの動議を提出いたします。

○副議長(若本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

(異議なし) 御異議なしと認めます。

労働関係調整法等の一部を改正する法律案、労働基準法の一部を改正する法律案及び地方公営企業労働関係法案の三案の趣旨説明を求めます。労働大臣吉武忠市君。

(國務大臣吉武忠市君登壇)

○國務大臣(吉武忠市君) ただいま議

題となりまして労働関係調整法等の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法案及び労働基準法の一部を改正する法律案につきまして、一括提案の理由を御説明申し上げます。

終戦以來、占領下において、我が國の労働法制は飛躍的な発展を遂げ、これが我が國の民主化並に労働者の福祉向上に寄與し、ひいては國の國際的地位を高め、日本の經濟の再建に貢献するところが至大でありましたことは、何人もひとしく認めるところでございまして、今日七年にわたる占領が終結し、自主獨立のときを迎えたに付きまして、占領下につきまわりました労働法規の基本的原則は、あくまでこれを堅持すべきものであることは申すまでもございせん。

しかしながら、翻つてこれら労働法規の立法及び施行の過程を省み、七年間の経験にかんがみましますならば、これら労働法規は、すべて連合國最高司令部の強き勅令と指導のもとに立法せられ、施行されて来たのでありまして、その間、必ずしも我が國の実情

に十分沿わなかつた点もなしといたしません。また、講和発効後の我が國の情勢に照して欠くるところなしとも言いがたいのでございます。従つて、政府といたしましては、これらの点を率直に検討いたしまして、よりき労働法規の整備をはかりましますことが、獨立を迎えた今日において、きわめて緊要のことと考へるのであります。特に今後我が國が獨立國家として國際間に伍して参るためには、何よりもまず經濟的に自立することが緊要の要務とされるのであります。これがためには、申すまでもなく、國民こそこの努力が必要であり、特に労働雙方が相携えてこのために協力されることが不可欠なのであります。この目的のためには、政府といたしましては、労働法規の面において労働者の基本的權利を尊重し、その福利の増進をはかるとともに、特に産業平和を維持し、合理的かつ公正な機関と手続によつて労働関係の安定を促進し、確保することく法規の整備をなすことが、ぜひとも必要であると考へた次第であります。

政府におきましては、昨年来、この見地から広く各方面の意見を聞き、特に政令諮問委員会の意見を徴し、さらに労働、公益の二者よりなる労働関係法令諮問委員会及び労働基準審議会等に諮問をいたしまして、鋭意研究を重ねて参つたのでございます。このほど、ようやく成案を得ましたので、ここに國會に提案をして御審議願う次第でございます。各法案は、すべてこれらの審議会等の意見と全面的に尊重いたしまして、その全員一致の答申のあつた事項につきましては、ほとんどすべてこれを採用いたしております。答申に至らなかつた事項につきましては、これらの機関における討議の過程を参考いたしまして、特に公益側の委員の意見を尊重して、極力これに沿つて立案してあるのであります。

以下、各法案の内容の概略を申し上げまします。第一に、労働関係調整法等の一部を改正する法律案につきましては、まず公益事業の争議または特別の性質もしくは大規模の事業に關して、公益に著しい障害を及ぼす労働争議につきましては、これを放置いたしませんと國民生活に重大な損害を與える場合には、政府といたしましては、この國民全体に対する責任上、これを傍観することはとうてい許されないのでございまして、従つて、これを五十日間の緊急調整に付する決定をなし得ることとし、その間に、争議行為を行うことなく、中央労働委員会によるあつせん、調停、実情の調査等を行つて争議による損害を回避し、合理的な機関による平和的な解決をはかり得ることと改正せんとするものでございまして、さらに、従来労働法に定められておりました三十日の冷却期間は、過去の

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

昭和二十七年五月十三日 衆議院公報第四十一号 労働関係調整法等の一部を改正する法律案外二件の趣旨説明に対する川崎君の質疑

七五八

終局に徴して、その所期の目的を達成することができなかつたと認められますので、この冷期期間を十五日に短縮いたしますとともに、当事者が自主的交渉に十分の意を盡し、獲得のみのために労働委員会に調停の申請をなすような場合には、この申請はこれを却下し得ることとしたのであります。

以上は労働関係法令審議委員会の公衆委員の案によつたものでございまして、そのほか労働関係法におきましては、同委員会の答申に基づき、特別調整委員の設置、仲裁制度の合理的改善等の措置を規定してあるのでございまして、

また公共企業体労働関係法につきましましては、従来占領下においては、公務員は一切団体交渉権が與えられていなかったものでありますが、このことは、もとより公務員が国民全体に対する奉仕者たることからやむを得ないことではございまいしたけれども、郵便、営林、印刷その他の現業の国家公務員については、この従事する業務の性質において、一般の行政事務に携わる者とは多少相違が認められますので、これらのものに關しましては国鉄、専売等の公共企業体に準ずる取扱いはなし、給與その他につきましては団体交渉権を認めることが、実情から見ても労働者の利益を増進するゆえんであると考へますので、かかる趣旨において公

労法を改正せんとするものであります。なお公労法関係では、このほか調整委員会の統合、労働組合法との重複の整理等、若干の技術的改正を規定しております。

次に労働組合法関係につきましましては、不当労働行為制度を整備し、労働協約に關する規定を我が国の実情に合致せしむる等、全面的に労働関係法令審議委員会の答申に基づいて改正をいたしてあるのであります。

第二に、地方公共企業労働関係法におきましては、地方公務員中の鉄道、軌道その他の公共企業に従事する者につきましましては、占領下において、公務員として昭和二十三年政令二百一

号によつて団体交渉を禁止されていたのでありますが、独立後の今日においては、国の現業職員に對すると同様の趣旨から、おおむね公共企業体の労働関係に準ずる取扱として、これに団体交渉権を認めるのが妥當であると考へたのでございまして、よつて、本法案においては、この趣旨により、地方公共企業労働関係法において、公共企業体及び国の現業職員におおむね準ずる取扱とし、地方の実情により、調整機関等に関しての場合と若干異なる取扱をいたしてあります。

最後に、労働基準法の一部を改正する法律案につきましましては、労働基準法の基本線はこれを維持しながら、手続の簡素化と、女子の時間外労働、十六

歳以上の男子年少労働者の坑内作業の技能養成、その他が國の実情に照して必要限度の改正を行わんとするものであります。本法案は、すべて労働基準審議会における全員の一致の答申を全面的に採用したものでございまして、労働条件の國際水準維持の原則を堅持し、その範圍内で、同法の規定を我が國の実情に適切なものならしめんとするものであります。

以上、三法案の提案の理由を一括御説明申し上げた次第であります。以上によつて明らかなく、これらの法律案は、立案の手段において最も慎重かつ民主的な方法によつたものであり、同時に、その内容において、独立後の我が國の經濟自立のため不可欠のものであります。國家公共の福祉と勤勞大衆の利益を擁護するものでございまして、労働者の基本的権利を侵害するがごとき意図は、こゝにも持たないものであります。何とぞ御審議の上、すみやかに可決あらんことをお願いする次第であります。(拍手)

労働関係調整法等の一部を改正する法律案外二件の趣旨説明に対する質疑に入りまします。川崎秀二君。

〔川崎秀二君發聲〕

〇川崎秀二君

ただいま提案の趣旨が明になりましたように、労働三法案は、わが国終戦後にできまして、この法律といたしまして、労働組合の結成を援助し、労働者の基本的人権を認め、かつ労働者の今後日本におけるこの地位を規定したものであります。これが終戦後のわが國の再建に、若大なる効果も上げたといふことは、労働大臣も自らも認めておられる通り、今日では國民も何人もこれに疑いをさしはさむものはないのであります。しかるにかかわらず、この労働三立法に關しまして、今回政府は、一部の改正であるといふものの、労働関係調整法のごとく、労働者の基本的人権並びに中央労働委員会の中立性の維持というものに對して大きな疑点のある提案をいたして来たことに對しましては、まず第一に、何ゆゑかかる立法を提案しなければならぬかといふことについて、われわれは疑いをさしはさむものであります。(拍手)

御存じのように、破壊活動防止法案が国会に提案をされて、これがかなり今日政治的な紛議を巻き起しております。破壊活動というものの對する憎しみを感ずる者、また暴力行為というものの對する否定的な考えを持つ者は日本國民の大多數ではあります。けれども、その内容については、今日国会において真摯な論議が展開されておつて、初めのうちは、破壊活動防

止法案そのものがよいか悪いかといふことに對する論議もまだでなかつた。今日、ようやくその内容について世間は注目いたしました。破壊活動防止といふことは、當然実施をしなければならぬものではあるけれども、行政権をもつてこれを最終的に決定をしようといふような考え方に対しては、当然これは変更しなくてはならぬものである。これが今日國會の輿論であります。(拍手)しかるにかかわらず、こゝういふ法案で、ようやく輿論が定まりかけて来たときに、さらに通討ちをかけるような政府の措置は、まさに労働者に対する挑戦状をさげに送つたものといふなければならぬのであります。

(拍手)

メーデー騒擾事件に対する國民の感情を露骨に申すならば、これは騒擾事件を起した者に対して峻嚴なる輿論が巻き起つておる。しかし、破壊活動防止法案あるいは労働法の改正法案を、このことがあつた後、つくつたが、いといふような考え方を保持するならば、政府はまさに窮乏を煽るものといふなければならぬのであります。この点に對して、どうしてこゝういふような紛議が巻き起つて来る最中に第三の投石をするのか。すなわち第一の投石とは破壊活動防止法案、そのことによつて巻き起つておるこの政治的な紛議、これに加えてメーデー騒擾事件、世の中は、冷静さを今日失いつつある

のであります。そのときに、まさにこれに輪をかけるような労働法の改正をこの国会でやらなければならぬという理由は一体どこにあるのか。この点を、私は明白に労働大臣から伺つておきたいのであります。

第二の問題は、昨年以來、わが国の労働運動の動向を見ておきますと、主として経済的な問題に発端をして争議が起つたり、あるいはムーヴメントが起つたというようなことは、ほとんど皆無であります。むしろ、再軍備反対であるとか、あるいは基地反対であるとかいふような政治的な主張によつて労働組合がリードされておる。この風潮を、労働大臣はどういふふうに考えられておるか。労働組合といへども、国民協同体の一員でないことはないのであります。従つて、世間の風潮からまづたかく離れて、ことに世界自由労働の持つておるような思想から全然かけ離れた思想が、今日労働組合の大勢を指導していることに對して、労働大臣は、この問題ともつと真剣に取組まなければならぬ。そういうところにこそ今日の労働問題の解決はあるのであります。一部の改正を企図して、しかも労働者の人権に大きな制約を加えるようなこういう提案をして来るということは、私は問題の解決の根本から間違つておると思ふのであります。この点に對する労働大臣の御見解を特に伺つておきたいと思ふのであります。

法案の細部につきましては委員会における論議にまかせたいと思ふのでありますけれども、私がこの際特に伺つておきたいことは、労働関係調整法といふのは、もとよりその法律の第二條にうたつておりますように、わが国の産業興隆を目的にいたしまして、その際につけて来るところの紛議に對して調整をするということが目的であるのは明らかであります。しかしながら、争議に對しましては、従来といへども、公益事業には当然冷却期間というものがあつて、その間にいふ事態を解決するといふことが明らかになつておつたのであります。これは、私は労働委員会に對するところの最少限の制約であるといふふうに考えております。しかるに、今回の提案を見ますと、国民生活に重大な損害を與える労働大臣が認めたときは緊急調整の決定をすることができ、こういうふうに着かれております。この緊急調整といふのは、今度の労働立法の改正の重点だと私は思ふますが、この緊急調整を労働大臣が決定して、そして中央労働委員会にかけるわけでありまして、すでに決定したことに對して、中央労働委員会は、わずかにあつせん、調整、任意の仲裁あるいは実情調査及び勧告しかできない、すでに労働争議が起つておつて、それが公益を害するといふときに、労働大臣が唯一の判定機関になり得るというふうな、このよう

な強権を労働大臣にまかせるといふことは、はなはだしく日本の労働運動の前途を誤るものだ、こう断ずるよりは、かはないのであります。これは中央労働委員会の中立性、公益性といふものに根本を置きまして、緊急調整のうたがはなれたときに労働委員会にかけ、その決定によつて行つていくことが當然なわけにはならない。これは官憲介入ではないかといふふうに私は思ふのであります。この点に關する明快なる答弁を承つておきます。

要するに、今回の労働立法は、最も悪い時期に提案をされたのだと断ぜざるを得ません。メーデー騒擾事件以來、いろいろな考え方が国民の間に沸いておるもの、これは決定的な瞬間に立ち向つておらない。それにもかかわらず、かかる労働立法を立案いたしました。第三の追討をかけるというところは、あまりに労働者に對するむごい措置ではないか、かように考えるのであります。この点に對する労働大臣の明快なる答弁を願ひたいと思ひます。(拍手)

(國務大臣吉武武市君登壇)

○國務大臣(吉武武市君) 川崎君のお尋ねにお答えをいたします。

第一点は、なぜこの改正案をこの国会に提案しなければならぬかといふことでございますが、これは先ほども説明いたしましたように、この法律の

第一のねらいは、現在国の現業官庁の職員、すなわち全通信関係の従業員でありますとか、あるいは印刷所、あるいは造幣等、これらの官庁の現業職員は、現在のところ団体交渉権を持たないのであります。しかしながら、その性質は大體国鉄とか専売などと似ているのでありますから、これと同様な取り扱いをしようといふことであります。決して労働者の権利を拘束するものでも何でもないのであります。

次は地方公務法の関係でございますが、これとて、地方の現業職員、すなわち市電でありますとか、水道職員、これらも政令二百一十号によつて団体交渉権を持つていないのであります。でありますから、これらも国鉄あるいは専売などと同じように団体交渉権を認めるべきである、かように存じて、この提案をしてるのであります。これとて、決して労働者の権利を拘束するものではないと思ふのであります。占領下ではやむを得ませんが、独立した今日においては、できるだけ早い機会にこれを復活すべきが私は妥當であると考えているのであります。

次に公共の福祉の点でございます。御指摘になりました、五十日間争議を停止して調停にかける。これは法文にもございまして、争議が大きくなりまして、公益事業に關する争議、あるいは大規模の争議であつて、

これを放置すれば国民に重大なる障害を與える。これを、ただ政府は、何もできぬからといつて放置するわけには参りません。従つて、いたずらに争議に走ることなく、公正なる中央労働委員会の機関にかけてこれを解決しようといふことでありますから、今日独立後の日本経済の自立の叫ばれるとき、これまた必要であると考えざる次第であります。

第二に御指摘になりました、日本の昨年来の労働組合の動向は政治的に傾いてゐるという意見でございしますが、これは、私もまたさうに考えるものであります。およそ労働組合は、労働者の労働條件の維持高揚を期する、すなわち組合主義の上に立脚すべきが当然であります。が、遺憾ながら日本の労働組合は、いまなお政治的に偏向するきらいがございします。けれども、これはだん／＼と正常なる道に進みつつあるものと私は考えております。

第三に御指摘になりました冷却期間の点でございますが、これは今日三十日間の冷却期間がございしますけれども、過去の経験に徴しますと、早く調停の申請を労働委員会にいたしまして、三十日たつて初めて争議権を獲得して争議をするというのが今日の実情であります。これは決して法の趣旨でございしません。従つて、これを十五日に縮めますとも、自主的な交渉が不十分であるときには、もう少し

昭和二十七年五月十三日 衆議院會議第四十二号 労働関係調整法等の一部を改正する法律案外二件の趣旨説明に対する前田君の質疑 吉武閣務大臣の答弁

七六〇

お互い同士で折衝したらどうかという
ことを労働委員会にまかすことでござ
いまして、これまた私は必要であらう
かと思うのであります。

最後に、今回の提案中、五十日間争
議をさしおいて調停に移すこの決定権
を労働大臣に與えているという点でござ
いますが、この問題はきわめて重要な
問題でございまして、政府として
責任を持つてやるべきであつて、独立
の機関である労働委員会であるといふ
ことよりも、国会において責任を持つ
政府の責任でやるべきだ、かように存
じて、このような改正をした次第でござ
います。(拍手)

○副議長(岩本健行君) 前田君。

(前田君男君登壇)

○前田君男君 私は、日本社会党を代
表いたしまして、ただいま説明されま
したこの労働関係三法に對して
二、三の質問を試みたいと思ひます。

まず私が聞きたい点は、日本の
独立後、特に吉田内閣はいち早く労働
三法を改悪するであらうといふこと
が、国内的にもいふ／＼輿論となつて
来たのでございまして、さらに國際的
には、独立後の日本は、労働條件その他
の点について、また特例を理由として
労働基準法その他の関係法規を改悪する
だらうといふことが、世界の常識にな
つてゐるのでございまして、そうした
やさきにおいて、独立後十数日を出た
にすぎない今日、今説明されたよう

な、あの程度の改正案をなぜ出さなけ
ればならないかといふことが、私の了解
できない点でございまして、少くもあの
程度の改正案の内容でございまして、な
らば、政府當局の行政上の処置によつて、
ある程度は、それができるものでござい
ます。しかし、そうした点を考慮せ
ずに、今日改正案を出して参りました
ところの内容には、やがて世界各國が
疑惑を持つてあらうといわれておりま
す。この日本の特殊性をさらに生か
しまして、再びソシヤル・ダンピン
グの省のような状態に日本の労働階
級を押し込めようとするところの意圖
があるといふことが明白に今日いわ
れてゐるのでございまして。(拍手)私
たちは、そうした観点から、今日問題に
ならないような点を出して、し
てここに提案しようとするところの政
府の意圖が那邊にあるかといふ点が
解さないのでございまして。

さらに内容的に二、三申し上げま
すならば、基準法改正の中に、十八歳未
満の坑内労働者、技能者養成の美名
のもとに認めようとしております。さ
らに女子の労働者の時間外労働時間を
延長しようといふ改正案になつており
ますが、兩者とも、この案を押し進め
て参りますならば、結局青少年の労働
強化、女子の労働強化をしようとする
根柢がこの中には盛られてゐるので
ございまして。政府は、行政官庁が十分
内容を監督して、そうして万端漏ない

対策を立てると言つてゐるのでござい
ますが、特に中小炭坑の現状におい
て、事業場の末端においてその監督が
行き届くかどうかといふ点を考えます
と、絶対にその監督は不可能なりと私
は見ているのでございまして。基準法の
そうした悪い面ばかりを改正せずし
て、ほんとうに労働大衆のためを考
えて、国家産業の見地から改正しよう
といたしますならば、その他に改正しな
くてはならない点がたくさんあるはず
でございまして。そうした点等には触れ
ずに、女子の問題、あるいは十八歳未
満の少年坑内労働者を認めようといふ
ような態度に對して、われ／＼はその
内意が知りたいのでございまして。

さらに地方公営企業労働関係法案の
問題でございまして。これは従来政令二
百一十号によつて問題にされておりました
ものを、今日單独法としてここに提案
されたのでございまして、この内容た
るや、はなはだ不十分と言わざるを得
ません。団体交渉権の問題、あるいは
閉鎖権の内容の問題、あるいは適用を
いたしますところの範圍の制限の問
題、さらに罷業権の問題等に触れまし
て、当然完全なる団体交渉権を認め、
さらに罷業権まで認めて初めて健全な
労働組合運動の運営が確保されるの
でございまして。この提案された内容を
見て参りますと、団体交渉にも多く
の制限があります。多くの制限のある
団体交渉を認め、労働組合を認めます

ならば、そうした交渉の余地がなけれ
ば、実力行使に持つて行かざるを得な
いという悪い結果になる危険性が多分
にあるのであります。私たちは、完全
な罷業権を認め、完全な団体交渉権を
認める、そして労働組合によつて自
主的に健全なる労働関係の樹立ができ
るような状態に持つて行くことが政府
の指導すべき道であらうと思ふので
ございまして。(拍手)東京の例をもつて
見ますと、東京の地下鉄には罷業権
があつて、東京都の従業員には罷業権
がないといふ不合理が、今日この法規
の内容においても現われてゐるのでござ
いまして。

さらに労働関係調整法の問題につき
ましては、ただいま答弁になりました
ところの労働大臣の緊急調整の権
限は、これはまったく労働関係に對
して、政府の圧力によつてこれを解
決しようとする意圖が現われておるの
でございまして。しかも、五十日間の長
い開争議ができないという状態に置き
ますならば、争議権をかりに認めたとい
はしたとしても、事実上は争議ができ
ない状態になつて参りますから、結
局争議権を認めない結果になるのでござ
いまして、私たちは、あくまでも
こうした内容の改正に對しましては反
對せざるを得ないのであります。
そうした点から考へて参りますと、
今日何でもないうる事務的な内容の
ものが提案の理由だと言つております
が、この根本は、あくまでこれを糸口

として、労働基準法、労働関係調整法
あるいは地方公営企業法等をもつと根本的
に改悪しようとする意圖があること
を、明確にわれ／＼はここで考へてみ
なくてはならないのでございまして。そ
うした根本に對するところの労働大臣
の所見を明確にしていただきたいと考
へます。(拍手)

(國務大臣吉武憲市君登壇)

○國務大臣(吉武憲市君) 前田君のお
尋ねにお答えをいたします。

第一点は、労働三法改悪である、こ
れが國際的にも影響するといふお尋ね
でございまして、先ほど申し上げま
した通り、今度の改正の第一点は、國
の現業官庁の職員に団体交渉権を與
えることであらう。次には、地方公營
企業の現業職員に団体交渉権を與
えることであらう。これがどうして國際
的に悪い影響を與えるのでありまし
ょう。(拍手)

また第二に御指摘になりました、十
八歳未満の者の坑内作業を許す問題で
ございまして。これは御承知でもありま
しうが、今日の國際労働條約におい
ても、十六歳以上十八歳までの年齢の
者を技能者養成のために坑内作業に従事
せしめることは認めております。日
イギリスにおいては十六歳以上
坑内に作業せしめる法例を持つて
のであります。日本の今日の事情におい
て、イギリスでさえ認めておるところの
この十六歳以上の坑内作業を認めてな

6 この法律施行前に生じた事由に
基く国民金融公庫の役員及び職員
その他同公庫に使用される者に対
する給與及び旅費並びにその者の

する給與及び旅費並びにその者の職務上の災害に対する補償については、なお従前の例による。

律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

佐藤重遠君　ただいま議題となりま
した国民金融公庫法の一部を改正する
法律案について、大蔵委員会における

この法律案は、国民金融公庫の金融

関としての性格にかんがみまして、
高公庫の役職員を国家公務員からはず
と、單に刑法等の罰則の適用に關して

み公務員と同様の取扱いをいたすこととし、これによりまして一層事務能

本案につきましては、審議の結果、来る十日質疑を打切り、討論に入りましたところ、奥村又十郎君は自由党を

表して、公明役職員の待遇改善と人
充実のすみやかな実現をはかるとい
ふに、軍人遺家族等の弔慰金に對する
玉庫からの担保融資は、別わく予算に
より早急に実現されたいとの希望件
に對し、謝辭を述べ、謝辭せられました。

七六四

昭和二十七年五月十三日 衆議院會議第四十一号 町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案

次いで採決いたしましたところ、起立議員をもつて本案は原案の通り可決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り決定いたしました。

第二 町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)

○副議長(岩本信行君) 日程第二、町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事吉田吉太郎君。

町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案
町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案
昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年五月二十日まで、警察法(昭和二十二年法律第九十六号)第四十條の三第六項の規定により警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長がその議会の同意を得て、警察維持に関する責任の移の時期を繰上げたい旨を昭和二十七年五月二十日まで

でに國家公安委員會を経て内閣總理大臣に申請し、同年五月三十一日までにその承認を得たものについて、その警察維持に関する責任の移は、同條第八項の規定にかかわらず、同年六月一日に行われるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案(河原伊三郎君外五名提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

〔吉田吉太郎君登壇〕

○吉田吉太郎君 たいい議題となりました。町村の警察維持に関する責任移の時期の特例に関する法律案につき、地方行政委員会における審議の経過並びに結果を報告いたします。

まず本案の提案理由及び内容の概略を説明いたします。昨年警察法の改正によりまして、住民投票の結果、警察を維持しないことと決定し、十月三十一日までにこれを内閣總理大臣に報告した町村は、翌年四月一日にその警察維持に関する責任の移が行われることとなつたのであります。ところが、右の報告が手続その他の事情により昨年十月三十一日までに完了しなかつた町村は、たゞその以前に警察責任の移の運びをなしていても、その

効果の発生するのは来年の四月一日と、いうことになるのであります。このように、長期間にわたつて住民投票の結果を實現せしめないといふことは適當であるとは申せませんので、今回本案を提出し、昭和二十六年十一月一日から昭和二十七年五月二十日まで、警察法第四十條の三第六項の規定により、警察を維持しないことに決定した旨の報告のあつた町村のうち、当該町村長が、その議会の同意を得て、右の移の時期を繰上げたい旨を、昭和二十七年五月二十日まで、國家公安委員會を経て内閣總理大臣に申請し、同年五月三十一日までにその承認を得たものについては、警察維持に関する責任の移は、同條第八項の規定にかかわらず、同年六月一日に行われるようにしようとするものであります。

本案は、河原伊三郎、野村專太郎、床次徳二、大泉寛三、金光善邦、鈴木幹雄君から四月一日提出せられ、同日地方行政委員会に付託せられました。そこで、地方行政委員会は、五月八日委員会を開き、提出者河原伊三郎君から提案理由の説明を聴取した上、五月八日から五月十日まで引続き毎日委員会を開いて慎重審議をいたしました結果、五月十日質疑を打ち切り、討論の後、本案を原案の通り可決すべきものと議決いたしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(岩本信行君) 討論の通告があります。順次これを許します。立花健男君。

〔立花健男君登壇〕
○立花健男君 共産党は、たいい提案されております警察に関する特別法に對して反對するものであります。

政府は、昨年、地方自治体の財政的困難を宥貸いたしまして、自治体警察の國家警察への編入を企てまして、警察法の改正を通過せしめたのであります。その結果といひまして、國家警察は約二万人の膨脹をいたしました。政府があえてこのことをなしましたのは、自己の完固政策、植民地政策に対する國民の反抗におびえた結果であつたことは、疑問の余地がないのであります。そのことは、増強されました國家警察が、その後國民の生活を守る開いたことによつて明白であります。しかし、行政協定を締結いたしましたので、一層完固政策と植民地政策を強行いたすとする政府にとりましては、いまだ昨年の警察法の改悪では足りないものであります。今回さらにそれを再改悪いたしましたので、自治体警察の國家警察へのより一層の編入を促進せんといひしておりますのがこの法案であります。

すなわち、昨年の改正によりましては、自治体警察の國家警察への編入に約六箇月間の猶予期間を置いたのであります。この改正では、その猶予期

七(二)

間をほとんどなくしてしまつておるのであります。しかも、編入の時期につきましても四月一ぱいで打切つておりましたものを、年度半ばである六月一日までさらに延長いたしてあることとあります。従つて、この法案が明白に暴露いたしておりますことは、一日も早く、一人でも多く國家警察を増強せんとする政府がせつておることを示しておることとあります。これは、四月十二日、あるいは四月十八日、あるいは最近の學生諸君の大きな反政府闘争、國民大衆の反植民地闘争、民族獨立の闘争が吉田政府を完全に周章狼狽せしめておる証拠であると申しても過言ではないと思つております。(拍手)

國民が生活と自由と獨立を求めて立ち上つておるのに對しまして、吉田反動政府が與へましたものは、生活の改善あるいは民主主義でもなくして、まさに警察力の増強にはかならないことが暴露されたのであります。このことは、メーデー事件の直後、緊急閣議におきまして、政府が何よりもまず決定いたしましたことが警察力の増強と警察制度の改悪であつた事実を徹して明白であります。これこそ、まさに資本主義の没落を示すものでなくして何でありましようか。これこそ、まさにファシズムの現われでなくして何でありましようか。しかも、この緊急閣議が、同時に政府の手によつて多数殺傷され

また、この国民への陳謝の決定をなすに、ただアメリカ大使館への陳謝を決定しておるという事実であり、(拍手)従つて、以上述べましたような警察のファシズムが、單なるファシズムではなくして、明らかに植民地的、買弁的なファシズムであるという事実であります。政府は、増強された警察力によつて、国民の基本的人權を剝奪し、国民の闘争を抑圧いたしまして、八千万國民をアメリカの祭壇に供せんとしておるのであります。日本國民たるものの斷じて許すことのできない態度であります。

しかし、この法案は、他面非常に重大なことを暴露しておるのであります。それは、昨年の警察法の改訂によつては、政府の思う通りに國家警察を増強されたといふことであります。國民も地方自治体も、そう甘くはなかつたといふことであります。政府は、平衡交付金を削減いたしまして、地方自治体を財政的に破綻させておいて、三千億の地方税を収奪して、地方住民の生活を破綻させておいて、そうしてこう言つたのであります。自治体警察は金がかかるから國家警察にしてしまおうではないか。まづたく卑劣きわる手段を弄したのであります。この手段は完全に成功はしなかつたのであります。何となれば、今や國民も地方自治体のすべても、政府の反動性を明白に知つておるからであります。一

昨年以來の平衡交付金の増額を拒否し終つて参りましたものは、一体だれであつたか。それははかならないアメリカ占領當局と、その手先である吉田政府であつたことは、國民の周知の事実であります。さらに最近、内外反動ともに地方自治法を改訂いたしました。区長の任命制を初め、地方議員の定数の縮減等、大幅に地方自治を抹殺し、行政協定の実施を容易にせんと企てつたあることも、これまただれ知らぬもの

のない事実であります。政府は、府縣を全廢し、市町村を現在の三分の一にしてしまつた。この道州制の調査に着手しておるのであります。今や、日本の地方自治は、日本の再軍備と軍事集地化のための犠牲に供せられんとおる重大なる危機に立ち至つておるのであります。政府の考へてゐる警察制度の改正が、この完固的、再軍備の地方自治の中央集權化であることは、今や一点の疑ふ余地がないのであります。このことは、東京都において区長任命制と、警視總監の總理による任命制が同時に政府において決定されておるといふ一事に徴しても明白であります。この政府の露骨な、露骨的な陰謀を察知して、地方住民及び全國の地方自治体は、財政をささにして自治体警察を國家警察に取上げようとするところの破廉恥きわる策動には斷じて乘らなかつたのであります。かえつて平衡交付金の増額による

ところの地方財政の確立を要求し、地方自治の確立を要求いたしました。今や全國の自治体、全國の地方住民が、大きく吉田政府に迫つておることは、諸君も御承知の通りであります。自治警察の國警への切りかえの期限を延長いたしまして、斷り期間をなくしてしまつたことは、この一般的地方自治の破壞の政策と明らかに一脈相通じておるのであります。しかし、國民は斷じて政府の思惑通りには參らないのであります。何となれば、日本國民は、今回のメーデー事件あるいは早稲田事件を通じて、警察が國民の敵であることを痛感いたしましたからであります。(拍手)米英ギャンクに対しては、一発のピストルを発射するどころか、逮捕さるべきなといふ言つておつた警察官が、多数の都民、労働者を射殺いたしました。自由なる學堂を占拠したのであります。しかもなお法務總裁は、警察のやり方はまだ足りないといふ警察を扇動し、警察制度の不備を宣傳いたしました。ひたすら人民弾圧のための警察力の増強に狂奔しておるのであります。

それは、その全國民、全労働者の吉田内閣打倒、民族の自由と獨立のための闘ひの一環といたしまして、斷固この法案に反対するものであります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 門司亮君。

(門司亮君登壇)

○門司亮君 私は、ただいま上程されております町村自治警察を國家警察に責任移轉する時期の特例に関する法律案に對しまして、日本社会党を代表いたしまして反対の意思表示をするものであります。

案の内容はすでに委員長からも報告されたことだと思ひますが、現在の警察法におきまして、その年の十月三十一日までに自治警察を廢止しようとするすべての手続の完了いたしましたものは、翌年の四月一日からその警察の責任を國警に委譲することができるといふ現行法に對しまして、この法律は特例を設けて、そうして現に昨年の十月三十一日までの間に終わらなければならなかつた警察委譲に關する手続等のために内閣總理大臣に對する手続等の完了をささずであつたものが、何らかの手違ひから、きわめてわずかな時間問題となつて、現在それの実施ができないといふ、全國において愛知縣に一件、大阪府に一件、この二つの自治体におきましては、すでに住民投票まで終り、ただ理事者の何らかの勘違ひから、きわめてわずかな時間が時間切れになつたからといつて、これを

さらに二十八年の四月一日まで延ばすといふことは許容であり、また住民の意思にも沿はざるものとして、具体的に言ふならば、この二つの自治体の町村警察廢止に關しますることを救済しようとするのがこの案の本旨であることは、提案者の説明の中にも明らかになつておるのであります。

提案者からは、四月一日にこの法案が提案されておるのであります。ところが、その提案の理由の中にその旨をいっておきながら、實際の法律案は、五月二十日までその手続を完了したものは、本年の六月一日から自治警察を國警に委譲ができるということをお記いたしておるのであります。従つて、この問題は、表面これだけの字句であれば、おれ／＼ことさらに反響する必要もないのであります。現実には起つております問題として、神奈川県の一地方に、いまだ住民投票も行つていない一つの町があるのであります。

この町の住民投票は、おそらく本月の十六日にこれが行われ、諸般の手続はまづたく順調に参りまして、五月十九日でなければその手続の完了は見えないのであります。これらの問題は、現在この法案に便乗しようとする向きが非常に強くて、また具体的に言ふならば、この町の町長がこのことあるをちやんと予期して、そうして臨時町会を招集いたしました。その招集の理由の中に、それがはつきり明記されてお

昭和二十七年五月十三日 衆議院會議第四十一号 道路交通取締法の一部を改正する法律案

る。おそろしくいろいろ法案が出るであらうから、今のうちに手続をしておけば、六月一日から自治警の廃止ができるであらうということをもやんと予期して、臨時町会を招集して、町会において自治警廃止の決議をし、現在住民投票の施行中であります。しかも、十六日でなければ住民投票は行われないのである。

少くとも国会で審議しております。こういう法律案に便乗して行おうといふたしております。これらのものに對しても、一休政済する必要があるかないかといふことを提案者にたてましたときに、提案者は、早耳でこれを聞きつけて便乗するものはやむを得ないであらうといふことを申しております。提案者は、少くとも四月一日に提案いたしましたときには、そういうことを予期してないものである。四月一日に提案したときには、四月一日以前における、先ほど申し上げました二つの地方公共団体のきわめて気の毒なものだけを救おうといふことが明らかな提案者の意思であるといふことは、提案理由の中にはつきり書いてあります。従つて、提案者にもし良心がありますならば、当然この便乗者をしりぞけるために、五月二十日の日付を、あるいは提案した四月一日にするか、もつと言うならば、さらに本年の一月にするか、昨年の十一月十五日にしておけば、そういう問題は起らぬのであります。

私は、ここに反対の理由としてはつきりいたしたいことは、提案者の意思と、現在行われつつあります問題とに非常に大きな食い違いがあるといふことであつて、提案者は当然これをしりぞけなければならぬのに、しりぞけないといふ提案者の意思に對して、われわれは納得しないのであります。従つて、この法案に對しては、提案者の一人であります改進黨の代表者までも、その問題に對してはきわめて不可解であり、われわれもまた納得することができないから、委員長に對しては、その問題はしかるべく清純されたといふことを、委員会の賛成の討論の中に入れておることは、御存じの通りであります。提案者にして、なおかつ不可解で了解に苦しむことが、もしわれわれ／＼国会において許されるというならば、將來われ／＼は法案を審議する上にきわめて大きな支障を來すであらうと考へざるを得ないのであります。

従いまして、私も、ここに提案者において、こうした便乗者をその中に含めるといふような、不純と申し上げましようか、不合理と思われることの撤回されない限りにおきましては反対の意思表示を強くするものであるといふことを申し上げておく次第でございます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

道路交通取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、道路交通取締法の一部を改正する法律案を議題とし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

道路交通取締法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。地方行政委員会理事吉田吉太郎君。

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法の一部を改正する法律案

道路交通取締法(昭和二十二年法

律第百三十号)の一部を次のように改正する。

第二條第五項を次のように改める。

自動車とは、道路において、原動機を用い、軌條又は架線によらないで運転する諸車であつて、原動機付自転車以外のものをいう。

第二條第五項の次に次の一項を加える。

原動機付自転車とは、道路において、命令で定める総排気量又は定格出力を有する原動機を用い、軌條又は架線によらないで運転する諸車をいう。

第三條第六項を次のように改める。

軌道車とは、道路において、軌條又は架線により運転する車をいい、無軌條電車とは、架線のみにより運転する軌道車をいう。

第五條第一項中「当該警察官若しくは警察吏員の下に」を「信号若しくは」を加える。

第九條の次に次の一條を加える。

第九條之二 原動機付自転車は、公安委員会の運転許可を受けた者でなければ、これを運転してはならない。但し、前條第一項の規定による運転免許を受けた者は、この限りでない。

前項の規定による運転許可は、公安委員会に運転許可を申請した

者に対し、運転許可証を交付して、これを行う。

原動機付自転車の運転者は、運転中、運転許可証又は運転免許証を携帯していなければならない。

前條第四項乃至第八項の規定は、原動機付自転車の運転許可に關してこれを準用する。この場合において、同條第四項中「運転免許証」とあるのは「運転許可証」と、同條第五項乃至第八項中「運転免許」とあるのは「運転許可」と読み替へるものとする。

第十條第一項中「自動車」を「諸車」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十條之二 公安委員会は、危険防止及びその他の交通の安全のため必要があるときは、道路、区域又は時間を限り、法令に定められた軌道車の最高速度の範囲内で、最高速度の制限を定めることができる。

第十一條中「道路を通行する車馬」の下に「又は軌道車」を加える。

第十三條中「道路における車馬の下に」又は「軌道車」を加え、「追従又は追越を」追従若しくは追越に改める。

第十四條第一項中「車馬」の下に「又は無軌條電車」を加え、同條第二項中「自動車の下に」又は「無軌條電車」を加え、同項の次に次の一項を加える。

「又は無軌條電車」を加え、同項の次に次の一項を加える。

停車若しくは駐車の意義若しくは

証交付手数料若しくは」を「運転証交付手数料、」に改め、「運転免

二十三年法律第七十三号)第二條
第一項各号に掲げる財産をいう。

る規制の簡易化、無軌條電車の運

午後三時五十三分散會

昭和二十七年五月十三日 衆議院會議録第四十一号 議長の報告

出席政府委員

國家地方官 斎藤 昇君
經本部長官 藤野 繁雄君
地方自治政務次官 西村 直己君
大政政務次官 堀原 俊郎君
建設政務次官 堀原 俊郎君

朗読を省略した報告

一、去る十日次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約第三條に基く行政協定の實施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法
氣象業務法

一、吉田内閣總理大臣から林議長宛、去る四月三十日議長において承認した位野木益雄を去る八日、及び去る九日承認した入交太蔵を去る十日それぞれ政府委員に任命した旨の通知を受領した。

一、昨十二日の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。
國民健康保險再建整備資金貸付法
國際觀光ホテル整備法の一部を改正する法律

一、昨十二日林議長は吉田内閣總理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
資源庁長官 斎藤 昇君
資源庁次官 藤野 繁雄君
資源庁長官 藤野 繁雄君
資源庁次官 西村 直己君
資源庁長官 堀原 俊郎君
資源庁次官 堀原 俊郎君
資源庁長官 堀原 俊郎君
資源庁次官 堀原 俊郎君

一、去る十日常任委員会において、次の通り理事を補充選任した。

内閣委員会

理事 鈴木 善男君(理事鈴木善男君去る四月三十日委員辭任につきその補欠)

理事 高垣 三郎君(理事高垣三郎君去る四月二十四日委員辭任につきその補欠)

理事 石川金次郎君(理事石川金次郎君去る五月八日委員辭任につきその補欠)

一、去る十日議長において、次の常任委員の辭任を許可した。

地方行政委員
小西 寅松君
外務委員
西村 直己君
通商産業委員
龍野喜一郎君
郵政委員
高垣 三郎君
電気通信委員
西村 直己君
子爵委員
戸叶 里子君

一、去る十日議長において、次の通り常任委員の補充を指名した。

地方行政委員
龍野喜一郎君
外務委員
戸叶 里子君
通商産業委員
小西 寅松君
郵政委員
高垣 三郎君
電気通信委員
西村 直己君
子爵委員
戸叶 里子君

一、去る十日議長において、次の通り理事を補充選任した。

一、昨十二日地方行政委員会において、次の通り理事を補充選任した。

理事 吉田吉太郎君(理事吉田吉太郎君去る四月三十日委員辭任につきその補欠)

一、去る十日議長から提出した議案は次の通りである。

本村法務總裁不信任決議案(井之口政雄君外二名提出)

一、去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。

國家公務員法の一部を改正する法律案
國家行政組織法の一部を改正する法律案
行政機關職員定員法の一部を改正する法律案
保安庁法案
外國為替資金特別會計法の一部を改正する法律案
外國軍用艦船等に関する検査法特例案
日本國とアメリカ合衆國との間の安全保障條約に基く駐留する合衆國軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案
通商産業省設置法の一部を改正する法律案
工業技術庁設置法の一部を改正する法律案
通商産業省設置法の施行に伴う関係法令の整理に関する法律案
船舶安全法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案
郵政省設置法の一部を改正する法律案

接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案

接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案

接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案

接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案

接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案

接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案

接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案
接収資金関係等の散置等の報告に関する法律案

昭和二十七年五月十三日、衆議院會議録第四十一号 議長の報告